

## 佐倉市特定建設工事共同企業体取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市長が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（佐倉市契約事務要綱（平成13年4月1日施行。以下「契約事務要綱」という。）第7条第1項に規定する特定建設工事共同企業体をいう。以下同じ。）の取扱い等に関し、施工の安定性、中小企業の建設技術の向上等に資することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 特定建設工事共同企業体に発注することができる工事は、次の各号に掲げる建設工事とする。

- (1) 設計金額3億円以上の土木構造物工事
- (2) 設計金額3億円以上の建築工事
- (3) 設計金額1億5千万円以上の機械、電気等設備又はその他工事

2 前項の規定にかかわらず、社会情勢、事業の目的又は性質等により、市長が承認した建設工事については、特定建設工事共同企業体に発注できるものとする。

### (構成員の要件)

第3条 特定建設工事共同企業体の構成員は、契約事務要綱第7条第2項に規定するものであって、次の要件に該当する者でなければならない。

- (1) 対象工事の発注工種に対応する許可業種について、許可を受けてから3年以上の営業実績がある者
- (2) 工事規模にかかわらず、対象工事を構成する一部の工種を含む工事について元請けとして一定の実績を有し、対象工事と同種の工事を施工した経験がある者
- (3) 対象工事を施工し得る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる者

### (構成員数)

第4条 特定建設工事共同企業体の構成員数は、2社又は3社とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、3社又は4社とすることができる。

- (1) 第2条第1項第1号又は第2号に規定する金額の1.5倍以上の工事
- (2) 第2条第1項第3号に規定する金額の2倍以上の工事

2 前項の規定にかかわらず、社会情勢等を勘案し、市長が特に必要と認めた場合は、構成員数を3社以上とすることができる。

### (結成方法)

第5条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

### (運営形態)

第6条 特定建設工事共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式でなければならない。

(代表者)

第7条 特定建設工事共同企業体の行う申請、提出等の行為は、特定建設工事共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）が行わなければならない。

- 2 市長の特定建設工事共同企業体に対する通知等は、代表者に行う。
- 3 代表者は、構成員のうち、最大の施工能力を有する者でなければならない。

(出資比率)

第8条 代表者の出資比率は、構成員のうち、最大でなければならない。

2 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、当該特定建設工事共同企業体の構成員数に応じ、次の各号に掲げる割合以上でなければならない。

- (1) 構成員数が2社の場合 30%
- (2) 構成員数が3社の場合 20%
- (3) 構成員数が4社以上の場合 10%

(混合入札)

第9条 第2条の規定は、契約事務要綱第7条第3項に規定する混合入札に準用する。この場合において、特定建設工事共同企業体については、第3条から前条までの規定を適用する。

(入札参加資格審査委員会)

第10条 特定建設工事共同企業体による入札又は混合入札を行うときは、あらかじめ佐倉市入札参加資格審査委員会に諮り、次の各号の事項について意見を聴くものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体による入札又は混合入札を行うことの適否
- (2) 特定建設工事共同企業体の構成員数
- (3) 特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員並びに単体企業の技術的要件等
- (4) その他必要事項

(入札参加資格審査申請等)

第11条 市長は、特定建設工事共同企業体による入札又は混合入札を行うときは、佐倉市財務規則（平成元年規則第6号）第127条に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体による入札又は混合入札である旨
- (2) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、出資比率
- (3) 代表者及び構成員並びに単体企業の技術的要件、格付等
- (4) その他必要と認められる事項

2 特定建設工事共同企業体に係る入札参加資格審査の申請は、公告をした日から原則として15日以内に当該入札の入札参加資格確認申請に併せ、次の書類を添えて、行わせるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（別記様式第2号）の写し

(3) 特定建設工事共同企業体使用印鑑届 (別記様式第3号)

(4) 委任状 (別記様式第4号)

(5) 誓約書 (別記様式第5号)

3 特定建設工事共同企業体を入札参加者として決定するために市長の承認を得ようとするときは、起案に特定建設工事共同企業体参加名簿 (別記様式第6号) を添付するものとする。

(有効期間)

第12条 特定建設工事共同企業体の有効期間は、開札の結果、市が契約を締結した企業体 (以下「契約企業体」という。) を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 契約企業体の有効期間は、当該工事 (当該工事内容の変更に伴う工事及び関連工事を含む。以下同じ) の完成後3か月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につき契約不適合責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責めを負うものとする。

(編成表の提出)

第13条 市長は、契約を締結した日から7日以内に、契約企業体の代表者に特定建設工事共同企業体編成表 (別記様式第7号) を提出させるものとする。

(共同施工の確保)

第14条 事業担当課長は、契約企業体から提出された協定書及び編成表等に基づき、構成員による共同施工が行われているか、適宜調査を行うものとする。

2 前項の場合において、共同施工が行われていないと認められるときは、速やかに是正するよう指示するものとする。

3 事業担当課長は、契約企業体が前項の指示に従わないときは、その旨を契約担当課長に報告するものとする。

4 契約担当課長は、前項の報告を受けたときは、契約事務要綱第5条の規定に基づき、速やかに必要な手続を行わなければならない。

(電磁的な措置)

第15条 この要領に規定する申請、通知、提出等は、インターネットを含む電磁的な方法をもってこれを行うことができる。この場合において、あらかじめ、当該事業の公告等にその内容及び方法を明記しなければならない。

(補則)

第16条 この要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度関係部局と協議し定めるものとする。

附 則 (令和3年3月30日決裁 佐契第1201号)

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 この要領の施行に伴い、佐倉市特定建設工事共同企業体等取扱要綱（平成9年1月31日制定）は、廃止する。